

各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会の会議の公開等に関する要領

(平成26年5月30日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会設置要綱（平成26年1月28日決裁）第6条第1項の規定に基づき招集する各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要があると認めるときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第3条 委員会は、会議について、次に掲げる事項を当該会議の開催日の1週間前までに各務原市ホームページに掲載するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題及び公開又は非公開の別
- (4) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (5) 傍聴の定員数及び傍聴に必要な手続に係る事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(会議の傍聴等)

第4条 第2条ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、定員の範囲内において傍聴することができる。

2 傍聴者は、先着順に決定する。

3 傍聴者は、会場の秩序維持に関し委員長又は委員会の指示に従わなくてはならない。

(会議資料の配布等)

第5条 会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）第6条第1項各号に該当する情報が記載されているものを除く。）を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第6条 会議は、公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、各務原市ホームページへの掲載その他の方法で公開するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。